

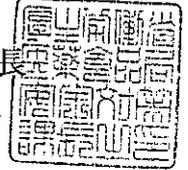


広島県収受		
第		号
24.4.-2		
処標期限	月	日
分類記号	保存年限	

薬食安発 0329 第 2 号  
平成 24 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の「医薬品・医療機器情報提供ホームページ」の周知に係る御協力のお願い

標記について、別添のとおり社団法人日本医師会長、社団法人日本歯科医師会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人病院薬剤師会会長あてに通知を発出しましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願ひします。



薬食安発 0329 第 1 号  
平成 24 年 3 月 29 日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の「医薬品・  
医療機器情報提供ホームページ」の周知に係る御協力をお願い

医薬安全対策行政の推進につきましては、平素より格段の御指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医薬品・医療機器等の安全対策の強化等について、平成 23 年 3 月から厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会において議論が行われ、平成 24 年 1 月に報告書「薬事法等制度改正についてのとりまとめ」がとりまとめられました。

本報告書においては、別添のとおり、副作用等の健康被害を防止する観点から患者自らが副作用等についての理解を深めることも重要であるとされ、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の医薬品医療機器情報提供ホームページの周知を図るよう指摘がなされました。

つきましては、本報告書を踏まえ、調剤時に患者に提供される「薬剤情報提供書」に PMDA の医薬品医療機器情報提供ホームページ（<http://www.info.pmda.go.jp/ippan.html>）について記載していただき、その周知を図っていただけますよう、貴会会員の方々の御協力をいただきたく、特段の御配慮をお願いいたします。

（参考）

厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会報告書「薬事法等制度改正についてのとりまとめ」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000020uxm.html>

〈別添〉

## 薬事法等制度改正についてのとりまとめ（抜粋）

### Ⅰ 医薬品・医療機器等関係者の安全対策への取組の促進について

#### （6）患者とのリスクコミュニケーションの推進

- 副作用等の健康被害を防止するためには、国及び地方公共団体の規制部局、製造販売業者等、医薬関係者だけでなく、患者自らが副作用等についての理解を深めることも重要である。このため、特に患者自身への注意喚起が必要な医療用医薬品について作成されている「患者向医薬品ガイド」が掲載されているPMDA 医薬品医療機器情報提供ホームページについて、医薬品の調剤時に患者に提供される「薬剤情報提供書」に記載する等により周知を図ることが求められる。